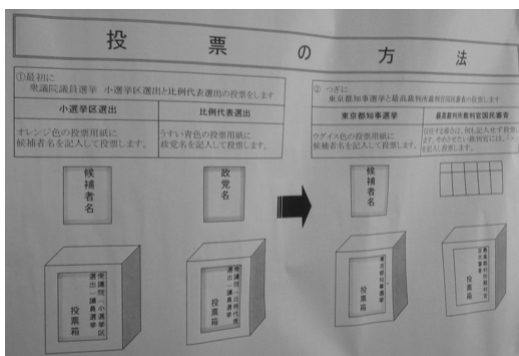


最高裁判所裁判官国民審査の投票率に注目する ～なぜ沖縄県では顕著に低いのか



明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com (■→@)
<http://www.nishikawashin-ichi.net/>

《内容》

- 1) 最高裁判所裁判官国民審査とはなにか
- 2) 全22回の投票結果
- 3) 沖縄県の国民審査の特徴

府中市第三十七投票区投票所
(府中市立府中第六中学校)にて
2012.12.16報告者撮影。



ポイントは国民審査だけ単独で投票させないこと。
☆投票の秘密保持のため。

なぜ国民審査の投票用紙・投票箱にだけマーカーがかけられていないのか？！

1) 最高裁判所裁判官国民審査とはなにか

@どのように投票するのか

最高裁判所裁判官国民審査法
第15条(投票の方式) 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

第14条(投票用紙の様式) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

小	大	白	寺	千	大	横	須	岡	山	注
貫	谷	木	田	業	橋	田	藤	部	浦	意
芳	剛		逸	勝	正	尤	正	喜	善	「この欄に×の記号を記入し、審査官の氏名を記入する。審査官の氏名を記入する欄は、審査官の氏名を記入する欄に記入する。審査官の氏名を記入する欄は、審査官の氏名を記入する欄に記入する。」
信	彦	勇	郎	美	春	孝	彦	代	樹	

第22回国民審査(2012年12月16日)
投票用紙サンプル

Cf.) 第1回(1949.1.23)以来、用紙の表記・レイアウトは変わっていない。
(1947.9.26衆院司法委員会で修正案を可決)

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

@いつ行われ、だれが審査対象になるのか

日本国憲法

第79条 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

例)入江俊郎最高裁判事(在任:1952.8.30-1971.1.9)

任命日 1952.8.30

「その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙」
1952.10.1=国民審査(1回目)

「その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙」1963.11.21=国民審査(2回目)



いりえ・としお 1901-1972

@投票の結果どうなるのか

日本国憲法

第79条 3 前項の場合〔国民審査〕において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

☆これまでに国民審査により罷免された裁判官はいない。

3

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

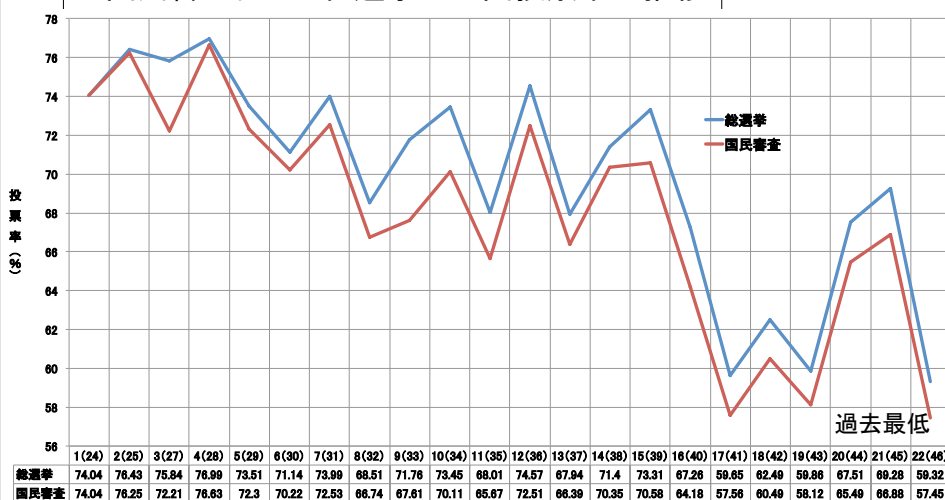
@次回国民審査の審査対象裁判官は何人か →(仮定なら)8~9人

氏名	官名	任命時年齢	生年月日	出身校	小法廷	大学
竹崎 博允*	最高裁判所長官	64	1944.7.8**	裁判官(刑事)	第二	東大
櫻井 龍子*	最高裁判所判事	61	1947.1.16	学識者(行政官)	第一	九大
竹内 行夫*	最高裁判所判事	65	1943.7.20**	学識者(外交官)	第二	京大
金築 誠志*	最高裁判所判事	63	1945.4.1**	裁判官(民事)	第一	東大
千葉 勝美	最高裁判所判事	63	1946.8.25	裁判官(民事)	第二	東大
横田 尤孝	最高裁判所判事	65	1944.10.21**	学識者(検察官)	第一	中大
白木 勇	最高裁判所判事	64	1945.2.15**	裁判官(刑事)	第一	東大
岡部喜代子	最高裁判所判事	61	1949.3.20	学識者(学者)	第三	慶大
大谷 剛彦	最高裁判所判事	63	1947.3.10	裁判官(刑事)	第三	東大
寺田 逸郎	最高裁判所判事	62	1948.1.9	裁判官(民事)	第三	東大
大橋 正春	最高裁判所判事	64	1947.3.31**	弁護士	第三	東大
山浦 善樹	最高裁判所判事	65	1946.7.4▲	弁護士	第一	一橋大
小貫 芳信	最高裁判所判事	63	1948.8.26	学識者(検察官)	第二	中大
鬼丸かおる	最高裁判所判事	63	1949.2.7***	弁護士	第二	東大
木内 道祥	最高裁判所判事	65	1948.1.2***	弁護士	第三	東大

(仮定)2016.7に同日選 →**それまでに定年、▲微妙、***2012.12以降に就任

2) 全22回の投票結果

@国民審査および総選挙の全国投票率の推移



注)第26回総選挙(1953.4.19)では審査対象裁判官はおらず国民審査は未施行。
 第41回(1996.10.20)以降の総選挙の投票率は小選挙区のもの。

5

@国民審査と総選挙の投票率のポイント差

回次	1/24	2/25	3/27	4/28	5/29	6/30
ポイント差	0.00	0.18	3.63	0.36	1.21	0.93

回次	7/31	8/32	9/33	10/34	11/35	12/36
ポイント差	1.16	1.77	4.15	3.34	2.34	2.06

回次	13/37	14/38	15/39	16/40	17/40	18/42
ポイント差	1.55	1.05	2.73	3.08	2.09	2.00

回次	19/43	20/44	21/45	22/46
ポイント差	1.74	2.02	2.40	1.87

☆平均ポイント差1.89

注)「回次」は「国民審査回次/総選挙回次」
 「ポイント差」は当該回次の「(総選挙の投票率)-(国民審査の投票率)」
 で、小数点第2位までを算出。

6

@第1回国民審査／第24回総選挙の投票率はなぜ一致するのか

全国選挙管理委員会(1949)『昭和二十四年一月二十三日執行衆議院議員総選挙(第二十四回)・最高裁判所裁判官国民審査結果調』より。

●総選挙投票者数・投票率

都道府県	選挙区	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
合	計	20,060,522	22,044,778	42,105,300	16,196,844	14,979,061	31,175,895	3,883,678	7,065,727	10,929,405	80.7	67.9	74.0

同124頁。

●国民審査投票者数・投票率

都道府県	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	有効投票	無効投票	無効投票百分比
鹿兒島	850,701	311,759	538,942	36.6	311,759	311,759	0	0.0
合	計	42,105,300	31,175,895	74.0	31,094,443	30,211,027	883,416	2.8

同140-141頁。

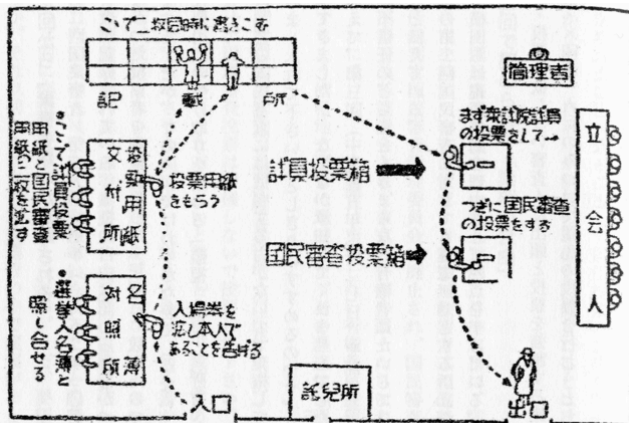
1949.1.23 投票	投票者数 (A)	投票総数 (B)	(A) - (B)
第1回国民審査	31,175,895	31,052,735	123,160
第24回総選挙	31,175,895	31,168,626	7,069

西川(2012:78)

投票者数:投票所で投票用紙を交付された者の数→投票率算出の分子
投票総数:実際に投票箱に投じられた票数

1949.1.7:全国選挙管理委員会「通知」→都道府県選挙管理委員会

「同時に交付」「審査投票を行うよう監視」「記載方法を詳細に指示」



出所:『朝日新聞』1949年1月22日。

都内投票所の設営図

佐々木正泰「今回は行われた国民審査は[中略]その持ち帰りを禁止して投票を余儀なくせしめ」

☆実際には総選挙より8倍近い票が投票されなかった。

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

@第3回国民審査／第27回総選挙の投票率の差はなぜ開いたか

自治庁選挙部(1953-1964)『選挙年鑑 昭和24-38年』185-186頁

●第2回国民審査(1952.10.1)投票者数・投票率

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
46,772,584	35,749,723	11,022,861	76.25%

●第25回総選挙(同)投票者数・投票率

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
46,772,584	35,663,939	11,108,645	76.43%

1955.2.16: 中央選管→地方選管 以下の掲示を通達

「最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について
 一、国民審査投票は棄権しないで投票して下さい。
 1 やめさせた方がよいと思うときは、裁判官の名の上の欄に×を書いて下さい。
 2 やめさせなくてよいと思うときは、何も書かないで下さい。
 二、投票しない人は投票用紙を受取らないで下さい。」

9

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

中央選管・松村真一郎委員長「今回の措置は決して棄権を認めたということではない。ただ、どうしても投票したくない人はやむを得ないということだ」



☆第3回国民審査／第27回総選挙(1955.2.27)の投票率の差に影響

自治庁選挙部(1955)『昭和三十年二月執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』

「国民審査の制度が国民の日常生活に直接的な関連をもたぬ最高裁判所裁判官の解職請求制度であるため、いまだにこの制度になじまず、総選挙については投票しながら、国民審査の投票を棄権した者があるためである。」同27頁。



☆第4回国民審査／第28回総選挙(1958.5.22)ではまた僅差(0.36)に

(仮説)第3回の結果に危機感を抱いた自治庁選挙部が、各地の選挙管理委員会に「監視」「指示」を徹底させたのではないか。

(傍証)それ以降の回次のポイント差(最接近でも第6回の0.92)に比べて「不自然」 Cf.) 当該回次の『結果調』には記述なし。

10

@第9回国民審査／第33回総選挙が最大差となった理由

自治管第125号 昭和44年12月3日
 都道府県選挙管理委員長殿 自治省選挙部長

最高裁判所裁判官国民審査の投票について
 第23回衆議院総選挙と同時に行なわれる最高裁判所裁判官の国民審査の投票については、下記の通り取り扱うことが適当と考えられるので通知する。

記

一 省略

二 国民審査投票については、投票の強制にわたるという非難もあるので投票所内の適当な箇所に次のような趣旨のことを掲示することが適当であること。

最高裁判所裁判官 国民審査投票上の注意について

一 国民審査の投票用紙には

(1) やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いて下さい。

(2) やめさせたくないと思う裁判官については、何も書かないで下さい。

二 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないで下さい。

三 投票用紙を受取っても、やめさせるかやめさせないかを決められない人は、投票箱に入れないで係員に返して下さい。

☆差4.15ポイント

(理由)

①投票所での「棄権の自由」の掲示の徹底

②沖縄県で初の投票

☆「投票上の注意3項目」

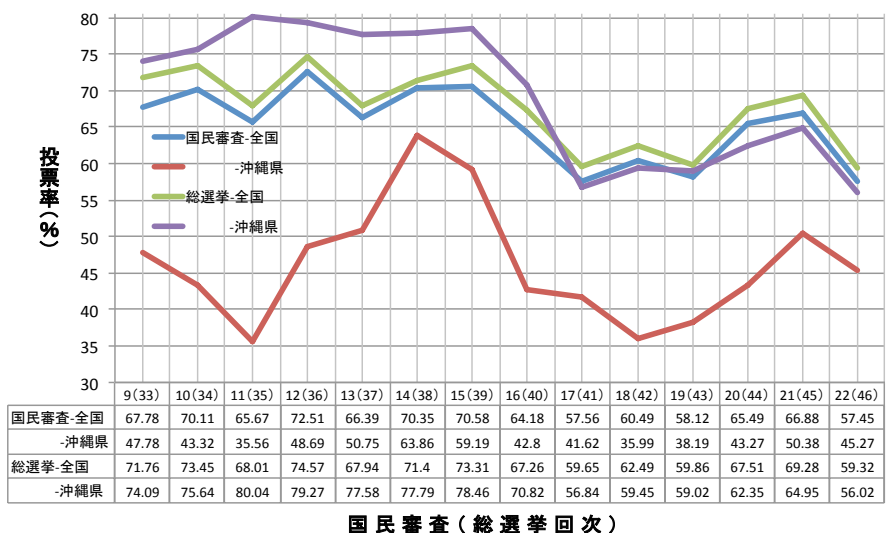
←「投票方式指示」

←「棄権可能指示」

←「返却可能指示」

出所：繁田實造(1973)「最高裁判所長官の国民審査について」『龍谷法学』第6巻第2号、241頁。

3) 沖縄県の国民審査の特徴



国民審査(総選挙回次)

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

@沖縄県の国民審査/総選挙投票率の全体的傾向

◆沖縄県と全国の比較

総選挙：第33回(1972)～第40回(1993)→沖縄県>全国
 最大差：12.03ポイント(第35回(1979))

第41回(1996)～第46回(2012)→沖縄県<全国
 最大差：5.16ポイント(第43回(2003))

国民審査：第9回(1972)～第22回(2012)→沖縄県<全国
 最大差：30.11ポイント(第11回(1979))
 14回の平均で19.06ポイント

◆沖縄県の国民審査と総選挙の投票率のポイント差

回次	9/33	10/34	11/35	12/36	13/37	14/38	15/39
ポイント差	26.31	32.32	44.48	30.58	26.83	13.93	19.27

回次	16/40	17/41	18/42	19/43	20/44	21/45	22/46
ポイント差	28.02	15.22	23.46	20.83	19.08	14.57	10.75

☆沖縄県の有権者は投票所で意識して国民審査の投票を棄権している。¹³

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

@沖縄県の国民審査投票率はなぜ低いのか

①第9回(1972)から参加した。

Cf.) 第1回：選管による「指示」「監視」

→回次を重ねるごとに緩和され、「棄権」も事実上容認

第9回には投票所に「投票上の注意3項目」(スライド11)が掲出される。



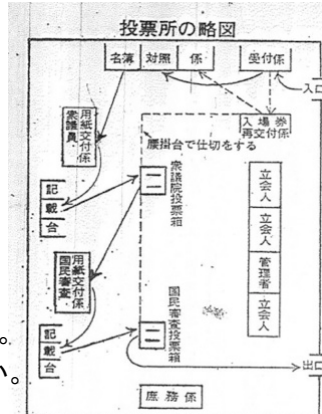
沖縄選管の現場対応：「一応、議員投票用紙と一緒に手渡し、そのあと返却する分には審査を強制することなく受け取る、と指導しているのですが—」
 (『沖縄タイムス』1972.12.11)

②投票所の設営方法：第10回(1976)の例別々に交付している。

→「投票用紙二枚はいりません」対策か。

→受け取り拒否を助長したのではないか。

×を記入しづらい設営にも問題あり。



出所：『沖縄タイムス』1976年12月5日。

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

昭和47年12月10日発行
最高裁判所裁判官国民審査公報

下田武三
岸盛一
天野武一

沖縄県選挙管理委員会

昭和47年12月10日発行
最高裁判所裁判官国民審査公報

下田武三
岸盛一
天野武一

東京都選挙管理委員会

投票日 12月10日 午前7時から午後6時まで

みんな投票しよう

最高裁判所裁判官国民審査の投票は、やめさせたいと思う人には、その氏名の上に×印をつけ、やめさせたくないと思う人には何も書かないで投票してください。

出所：沖縄県選挙管理委員会 [1973] 『昭和47年12月10日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査選挙結果』 111頁。
出所：東京都選挙管理委員会 [1973] 『昭和47年12月10日執行衆議院議員選挙の結果』 324頁。

③国民審査公報・余白の「活用」

沖縄県選管発行の公報に「投票上の注意3項目」掲載：9～13、16～18回
→啓発効果か。

公共政策論@慶應義塾大学大学院/2013.5.27

第22回(2012)国民審査公報：沖縄県選管発行

平成24年12月16日発行
最高裁判所裁判官国民審査公報

大橋正春
千葉勝美
寺田逸郎

沖縄県選挙管理委員会

平成24年12月16日発行
最高裁判所裁判官国民審査公報

大橋正春
千葉勝美
寺田逸郎

東京都選挙管理委員会

投票日 12月16日 午前7時～午後8時

みんな投票しよう

衆議院議員総選挙

届け!! ワチナーの声!!

ただし、竹富町は12月15日です。

なぜ19回からは「投票上の注意3項目」の記載をやめたのか。

第18回の低投票率(35.99%)に県選管が危機意識を抱いたのではないか。

それ以降回を追うごとに上昇していく。

@沖縄県の高い×票率

低い投票率と多い×記載
→高い×票率

☆国政全般への不満表明の手段

Cf.) 北海道・産炭地域例) 第17回(1996): 6町村で×票が5割を超す。国頭村で86.95%。

典拠文献: 西川伸一(2012)『最高裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。